

令和5年度 随意契約一覧表(地域教育部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	まなびの支援課	吹田市地区公民館管理業務	①吹一地区公民館・吹一公民館さんくす分館の受付、利用、維持、保全に関する業務 ②公民館業務について、吹田市教育委員会及び公民館長との連絡とこれに伴う業務 ③その他、吹田市教育委員会においてあらかじめ示した管理業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹一吹六地区自治会 連合協議会	4,350,558円	吹田市の地区公民館は1小学校区に1地区公民館(千里ニュータウンについては、南北各1館)が設置されており、日常生活圏内にある公民館として気軽に学習利用できること及び地域の課題や地域の学習ニーズに即した運営を行うことを目的に設置された施設である。その地区の実状を総合的に把握している連合自治会と協働して公民館の管理運営を行うことにより、公民館の設置目的を最も効果的、安定的に達成することができるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)エに該当)
2	まなびの支援課	吹田市地区公民館施錠管理業務	地区公民館利用後における施錠及び安全点検	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市千里山松が丘28番23号 公益社団法人 吹田市シルバー人材センター	9,660,300円	高齢者雇用の促進と公有財産たる公民館の適切な施錠管理が見込まれるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号に該当)
3	まなびの支援課	吹田市南千里地区公民館警備・保安業務委託	①開館時及び閉館時における開錠と施錠 ②館内巡視 ③外来文書や物品を受け取ったときの館長又は事務員への受渡し ④執務中の電話応対等	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪府中央区博労町3丁目2番8号 ㈱東急コミュニティービル事業本部 第二事業部	2,706,000円	南千里地区公民館は千里ニュータウンプラザ(津雲台1-2-1)の7階にあり、千里ニュータウンプラザの共用部分の警備・保安業務を㈱東急コミュニティーが行っている。また同ビル内にある千里市民センター大ホールの委託業務も行うなど施設全体の運営業務を熟知している。これらのことから㈱東急コミュニティーと委託契約を結ぶことが、費用面、運用面等で効率的であると考えられるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第6号【物品・委託役務関係業務】(2)に該当)

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
4	中央図書館	吹田市立図書館用書誌情報使用契約(和書及び英語書籍)	吹田市立図書館所蔵の和書及び英語書籍における書誌情報(マーク)の使用契約	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市広芝町 18番24号 ㈱図書館流通センター 関西支社	単価契約 和書マーク 1件 1,660円 英語マーク 1件 1,960円 他4項目 執行予定総額 5,233,000円	電算システム導入時より、左記業者の書誌情報マーク「TRCマーク」を使用しており、システムとの連動性を考慮し、引き続き同マークの使用が不可欠であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
5	中央図書館	吹田市立図書館総合システム(北千里図書館追加)運用保守業務	北千里図書館に追加導入した吹田市立図書館総合システムの保守業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪市中央区城見 2丁目2番6号 富士通Japan(株)関西公 共第二ビジネス部	3,168,000円	本業務は、北千里図書館(まちなかりビング北千里)に、追加導入した図書館総合システムに対してソフトウェア等の保守業務を行うものです。業務内容については、ソフトウェアの仕様を熟知している必要があり、ソフトウェアのファイルレイアウトは、パッケージ開発事業者である契約の相手方が著作権を所有していることから本業務は左記業者しか行うことができないため、随意契約を締結するものです。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
6	中央図書館	吹田市立図書館クラウド型電子図書館システム運用業務	吹田市立図書館におけるクラウド型電子図書館システムの運用を行う業務及び電子図書の使用契約	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市広芝町 18番24号 ㈱図書館流通センター 関西支社	運用費 1,056,000円 コンテンツ費 執行予定総額 5,610,000円 (コンテンツごとの価格設定であるため単価契約ではありません。)	電算システム導入時より、左記業者の書誌情報マーク「TRCマーク」を使用しており、システムとの連動性から、電子図書館システム内の書誌情報においても、電算システムと同じマークフォーマットを使用することが不可欠であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
7	文化財保護課	吹田市立博物館 中央空調設備機器保守点検業務	博物館に設置する中央空調設備(エアハンドリングユニット)の保守点検業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	寝屋川市宇谷町 11番13号 新晃アトモス(株) 大阪支社	2,629,000円	特殊な技術又は固有の部品等を用いて設計・施工した施設・設備の保守・点検業務の委託契約であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
8	放課後子ども育成室	吹田市留守家庭児童育成室指導員人材派遣業務	留守家庭児童育成室の指導員の人材派遣業務	令和5年4月1日から 令和5年5月1日まで (令和5年4月1日)	東京都文京区小石川 5丁目2番2号 (株)明日香	単価契約 通常時間 1時間につき 2,300円 延長時間 1時間につき 2,875円 執行予定総額 6,543,000円	目標指導員数を確保するためには1事業者では目標数の確保が困難であることから、複数の事業者と契約することが必要になるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】エに該当)
9	放課後子ども育成室	吹田市留守家庭児童育成室指導員人材派遣業務	留守家庭児童育成室の指導員の人材派遣業務	令和5年4月1日から 令和5年5月1日まで (令和5年4月1日)	枚方市東田宮 1丁目11番1-303号 (株)クレセント	単価契約 通常時間 1時間につき 2,300円 延長時間 1時間につき 2,875円 執行予定総額 6,543,000円	目標指導員数を確保するためには1事業者では目標数の確保が困難であることから、複数の事業者と契約することが必要になるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】エに該当)

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
10	放課後子ども育成室	吹田市留守家庭児童育成室指導員人材派遣業務	留守家庭児童育成室の指導員の人材派遣業務	令和5年4月1日から 令和5年5月1日まで (令和5年4月1日)	大阪市淀川区西中島 4丁目13番22号 ㈱ラヴェリオリンクス スタッフ	単価契約 通常時間 1時間につき 2,300円 延長時間 1時間につき 2,875円 執行予定総額 6,543,000円	目標指導員数を確保するためには1事業者では目標数の確保が困難であることから、複数の事業者と契約することが必要になるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】エに該当)
11	放課後子ども育成室	吹田市留守家庭児童育成室指導員人材派遣業務	留守家庭児童育成室の指導員の人材派遣業務	令和5年4月1日から 令和5年5月1日まで (令和5年4月1日)	東京都港区南青山 3丁目1番30号 ㈱パソナライフケア	単価契約 通常時間 1時間につき 2,300円 延長時間 1時間につき 2,875円 執行予定総額 6,543,000円	目標指導員数を確保するためには1事業者では目標数の確保が困難であることから、複数の事業者と契約することが必要になるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】エに該当)
12	放課後子ども育成室	吹田市立留守家庭児童育成室(Aブロック)の安全対策に係る警備業務	留守家庭児童育成室(Aブロック)の警備業務	令和5年4月10日から 令和5年9月29日まで (令和5年4月10日)	吹田市内本町 1丁目7番17号 ㈱K's Planning	単価契約 通常時間 1時間につき 1,350円(税抜) 延長時間 1時間につき 1,687円(税抜) 執行予定総額 3,002,681円	本業務については小学校内で実施しており、学校教育 部学校管理課において契約締結している各小学校(Aブ ロック)の警備業務の受託事業者と同一とすることが効 率的であり、経費についても節減できるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第6号【物 品・委託役務関係業務】(2)に該当)

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
13	放課後子ども育成室	吹田市立留守家庭児童育成室(Bブロック)の安全対策に係る警備業務	留守家庭児童育成室(Bブロック)の警備業務	令和5年4月10日から 令和5年9月29日まで (令和5年4月10日)	豊中市服部豊町 1丁目2番6号 (株)オリエント・サービス	単価契約 通常時間 1時間につき 1,347円(税 抜) 延長時間 1時間につき 1,683円(税 抜) 執行予定総 額 3,238,191円	本業務については小学校内で実施しており、学校教育 部学校管理課において契約締結している各小学校(Bブ ロック)の警備業務の受託事業者と同一とすることが効 率的であり、経費についても節減できるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第6号【物 品・委託役務関係業務】(2)に該当)
14	放課後子ども育成室	吹田市立留守家庭児童育成室(Cブロック)の安全対策に係る警備業務	留守家庭児童育成室(Cブロック)の警備業務	令和5年4月10日から 令和5年9月29日まで (令和5年4月10日)	豊中市服部豊町 1丁目2番6号 (株)オリエント・サービス	単価契約 通常時間 1時間につき 1,450円(税 抜) 延長時間 1時間につき 1,812円(税 抜) 執行予定総 額 3,391,608円	本業務については小学校内で実施しており、学校教育 部学校管理課において契約締結している各小学校(Cブ ロック)の警備業務の受託事業者と同一とすることが 効率的であり、経費についても節減できるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第6号【物 品・委託役務関係業務】(2)に該当)
15	放課後子ども育成室	吹田市立留守家庭児童育成室(Dブロック)の安全対策に係る警備業務	留守家庭児童育成室(Dブロック)の警備業務	令和5年4月10日から 令和5年9月29日まで (令和5年4月10日)	吹田市内本町 1丁目7番17号 (株)K's Planning	単価契約 通常時間 1時間につき 1,499円(税 抜) 延長時間 1時間につき 1,873円(税 抜) 執行予定総 額 3,701,595円	本業務については小学校内で実施しており、学校教育 部学校管理課において契約締結している各小学校(Dブ ロック)の警備業務の受託事業者と同一とすることが 効率的であり、経費についても節減できるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第6号【物 品・委託役務関係業務】(2)に該当)

5月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	文化財保護課	遺跡地図電子データ化及び統合型GIS文化財情報管理機能追加業務	遺跡地図情報を電子データ化し、文化財情報管理機能をデジタル遺跡地図に付随する形で一括管理・運用できるよう、吹田市統合型GISに構築する業務	令和5年5月26日から 令和6年3月31日まで (令和5年5月26日)	大阪市北区天満橋 1丁目8番30号 アジア航測(株) 大阪支店	7,975,000円	運用中の庁内共通GISのパッケージソフトを基盤としたシステム構築であり、その開発事業者のみ実施可能であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第6号【物品・委託役務関係業務】(2)に該当)
2	放課後子ども育成室	吹田市留守家庭児童育成室指導員人材派遣業務	留守家庭児童育成室の指導員の人材派遣業務	令和5年5月2日から 令和6年3月31日まで (令和5年5月2日)	東京都文京区小石川 5丁目2番2号 (株)明日香	単価契約 通常時間 1時間につき 2,500円 延長時間 1時間につき 3,125円 執行予定総額 114,188,154円	目標指導員数を確保するためには1事業者では目標数の確保が困難であることから、複数の事業者と契約することが必要になるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】エに該当)
3	放課後子ども育成室	吹田市留守家庭児童育成室指導員人材派遣業務	留守家庭児童育成室の指導員の人材派遣業務	令和5年5月2日から 令和6年3月31日まで (令和5年5月2日)	枚方市東田宮 1丁目11番1-303号 (株)クレセント	単価契約 通常時間 1時間につき 2,500円 延長時間 1時間につき 3,125円 執行予定総額 114,188,154円	目標指導員数を確保するためには1事業者では目標数の確保が困難であることから、複数の事業者と契約することが必要になるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】エに該当)

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
4	放課後子ども育成室	吹田市留守家庭児童育成室指導員人材派遣業務	留守家庭児童育成室の指導員の人材派遣業務	令和5年5月2日から 令和6年3月31日まで (令和5年5月2日)	大阪市淀川区西中島 4丁目13番22号 (株)ラヴェリオリンクス スタッフ	単価契約 通常時間 1時間につき 2,500円 延長時間 1時間につき 3,125円 執行予定総額 114,188,154 円	目標指導員数を確保するためには1事業者では目標数の確保が困難であることから、複数の事業者と契約することが必要になるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】エに該当)
5	放課後子ども育成室	吹田市留守家庭児童育成室指導員人材派遣業務	留守家庭児童育成室の指導員の人材派遣業務	令和5年5月2日から 令和6年3月31日まで (令和5年5月2日)	東京都港区南青山 3丁目1番30号 (株)パソナライフケア	単価契約 通常時間 1時間につき 2,500円 延長時間 1時間につき 3,125円 執行予定総額 114,188,154 円	目標指導員数を確保するためには1事業者では目標数の確保が困難であることから、複数の事業者と契約することが必要になるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】エに該当)
6	放課後子ども育成室	吹田市留守家庭児童育成室指導員人材派遣業務	留守家庭児童育成室の指導員の人材派遣業務	令和5年5月2日から 令和6年3月31日まで (令和5年5月2日)	東京都千代田区神田 練塀町85番地 (株)スタッフサービス	単価契約 通常時間 1時間につき 2,500円 延長時間 1時間につき 3,125円 執行予定総額 114,188,154 円	目標指導員数を確保するためには1事業者では目標数の確保が困難であることから、複数の事業者と契約することが必要になるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】エに該当)

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
7	放課後子ども育成室	吹田市留守家庭児童育成室指導員人材派遣業務	留守家庭児童育成室の指導員の人材派遣業務	令和5年5月2日から 令和6年3月31日まで (令和5年5月2日)	大阪市西区阿波座 1丁目4番4号 ㈱ワークステーション	単価契約 通常時間 1時間につき 2,500円 延長時間 1時間につき 3,125円 執行予定総額 114,188,154円	目標指導員数を確保するためには1事業者では目標数の確保が困難であることから、複数の事業者と契約することが必要になるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】エに該当)

6月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	青少年クリエイティブセンター	吹田市立青少年クリエイティブセンター電気・機械等設備保守業務	青少年クリエイティブセンターにおける電気・機械等設備保守業務	令和5年6月1日から 令和8年5月31日まで (令和5年6月1日)	大阪市東淀川区 東中島 1丁目12番18号 北大阪興業㈱	4,419,360円	本業務の執行に際しては、一般競争入札を行ったが落札者がなく、直ちに再度の入札を行っても落札者がなかったことから、これ以上競争入札を継続しても入札が成立することが期待できないため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第8号に該当)

7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	放課後子ども育成室	吹田市留守家庭児童育成室指導員人材派遣業務	留守家庭児童育成室の指導員の人材派遣業務	令和5年7月24日から 令和6年3月31日まで (令和5年7月24日)	東京都新宿区高田馬場 1丁目4番15号 (株)サクシード	単価契約 通常時間 1時間につき 2,500円 延長時間 1時間につき 3,125円 執行予定総額 114,188,154円	目標指導員数を確保するためには1事業者では目標数の確保が困難であることから、複数の事業者と契約する必要があり、令和5年5月2日に6者と随意契約により派遣契約を締結。さらに、同条件で事業者1者と追加で契約締結するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号【物品・委託役務関係業務】エに該当)

8月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	放課後子ども育成室	吹田市留守家庭児童育成室保育料収納管理システム機能強化業務	吹田市留守家庭児童育成室保育料収納管理システムの機能強化業務	令和5年8月10日から 令和6年3月31日まで (令和5年8月10日)	東京都青梅市上町 373番地の1 青梅商工会議所	11,200,816円	留守家庭児童育成室保育料収納管理システムは、平成30年度に交渉相手方が開発したものであり、当該システムの機能強化はシステム開発者しか有しない知識が必要となります。 よって、同社に業務を委託する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約となるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

9月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	文化財保護課	吹田市立博物館ホームページリニューアル業務	吹田市立博物館のホームページを、吹田市ホームページ内の特設ページとして移行しリニューアルする業務	令和5年9月29日から 令和6年3月31日まで (令和5年9月29日)	神戸市中央区京町74番地 (株)フューチャーイン 関西支店	2,952,400円	運用中の市ホームページはホームページ管理システムTsuNaGoで構築されており、その開発事業者のみ実施可能であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第6号【物品・委託役務関係業務】(2)に該当)

10月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	放課後子ども育成室	吹田市留守家庭児童育成室おやつ提供業務(単価契約)	おやつの調達 献立等作成業務 育成室へのおよつの 配送	令和5年10月1日から 令和5年11月30日まで (令和5年10月1日)	吹田市幸町4番1号 大阪よどがわ市民生活 協同組合	単価契約 児童1人当たり1,950円(税 抜き) 執行予定額 13,264,900円	令和5年9月4日付けで執行した制限付一般競争入札の結果が不調となったことに伴い、仕様書の見直しを行った上で改めて入札を実施するための準備期間を設けるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)に該当)

11月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	放課後子ども 育成室	吹田市放課後キッズ スクエア運営業務	留守家庭児童育成室 の入室申請基準を満 たす児童に放課後を 過ごす居場所を提供 する業務	令和5年11月1日から 令和7年3月31日まで (令和5年11月1日)	東京都港区南青山 3丁目1番30号 (株)パソナフオスター	単価契約(1 か月当たり) その他運営 に係る業務委 託料 1か所につき 522,053円 入所児童数 が40名を超え る場合の追 加業務委託 料 1か所につき 442,392円 単価契約以 外(1か月当 たり) 業務責任者 に係る業務委 託料 698,431円 執行予定総 額 130,806,096 円	制限付一般競争入札を実施した結果、再度入札におい ても落札者がなかったため、最低価格を提示した事業 者と随意交渉した結果、本市予定価格の範囲内で交渉 が成立したため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第8号に該 当)

12月分～2月分については対象案件はありません。

3月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	青少年室	吹田市太陽の広場委託モデル事業運営業務	小学校の運動場等を使用し、放課後等に児童が安心して安全に過ごせる居場所を提供する事業の運営業務	令和6年3月30日から 令和8年3月31日まで (令和6年3月30日)	長崎県諫早市城見町 3番16号 (特非)スポキッズ	総額 7,900,000円 年度別内訳 令和5年度 0円 令和6年度 3,950,000円 令和7年度 3,950,000円	当該校における本業務を留守家庭児童室受託事業者 に任せることにより、現場での運営面、事業費面でのメリ ットが大きく、本業務が円滑に進められるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第6号に該 当)
2	放課後子ども 育成室	吹田市立千二留守家庭児童育成室運営業務	吹田市立千二留守家庭児童育成室の運営	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和6年3月29日)	大阪市天王寺区夕陽 丘町 2番18号 (福)光聖会	266,640,000円	吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選 定等委員会において、吹田市立留守家庭児童育成室 運営業務受託事業者共通募集要領に基づき、プロポー ザル方式により事業者選定を実施し、最優秀提案者に 選定された事業者と随意契約を締結するもの。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物 品・委託役務関係業務】カに該当)
3	放課後子ども 育成室	吹田市立江坂大池留守家庭児童育成室運営業務	吹田市立江坂大池留守家庭児童育成室の運営	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和6年3月29日)	長崎県諫早市城見町 3番16号 (特非)スポキッズ	125,760,000円	吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選 定等委員会において、吹田市立留守家庭児童育成室 運営業務受託事業者共通募集要領に基づき、プロポー ザル方式により事業者選定を実施し、最優秀提案者に 選定された事業者と随意契約を締結するもの。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物 品・委託役務関係業務】カに該当)
4	放課後子ども 育成室	吹田市立青山台留守家庭児童育成室運営業務	吹田市立青山台留守家庭児童育成室の運営	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和6年3月29日)	大阪市天王寺区夕陽 丘町 2番18号 (福)光聖会	80,490,000円	吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選 定等委員会において、吹田市立留守家庭児童育成室 運営業務受託事業者共通募集要領に基づき、プロポー ザル方式により事業者選定を実施し、最優秀提案者に 選定された事業者と随意契約を締結するもの。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物 品・委託役務関係業務】カに該当)

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
5	放課後子ども育成室	吹田市立山三留守家庭児童育成室運営業務	吹田市立山三留守家庭児童育成室の運営	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで (令和6年3月29日)	大阪市天王寺区夕陽丘町 2番18号 (福)光聖会	100,650,000円	吹田市立山三留守家庭児童育成室については、現在の事業者との契約が令和5年度末で満了となるが、現在の事業者については、次年度以降も業務委託の継続を希望したため、令和5年度第5回吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会において、事業者による委託業務実施状況について審議を行った結果、事業目的を踏まえた保育や運営が適正に行われているとの評価結果を得ることができたため、本事業者と随意契約を締結するもの。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】キに該当)
6	放課後子ども育成室	吹田市立東佐井寺留守家庭児童育成室運営業務	吹田市立東佐井寺留守家庭児童育成室の運営	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで (令和6年3月29日)	大阪市北区堂島1丁目5番17号 (株)セリオ	159,350,000円	吹田市立東佐井寺留守家庭児童育成室については、現在の事業者との契約が令和5年度末で満了となるが、現在の事業者については、次年度以降も業務委託の継続を希望したため、令和5年度第5回吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会において、事業者による委託業務実施状況について審議を行った結果、事業目的を踏まえた保育や運営が適正に行われているとの評価結果を得ることができたため、本事業者と随意契約を締結するもの。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】キに該当)
7	放課後子ども育成室	吹田市立西山田留守家庭児童育成室運営業務	吹田市立西山田留守家庭児童育成室の運営	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで (令和6年3月29日)	長崎県諫早市城見町3番16号 (特非)スポキッズ	209,600,000円	吹田市立西山田留守家庭児童育成室については、現在の事業者との契約が令和5年度末で満了となるが、現在の事業者については、次年度以降も業務委託の継続を希望したため、令和5年度第5回吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会において、事業者による委託業務実施状況について審議を行った結果、事業目的を踏まえた保育や運営が適正に行われているとの評価結果を得ることができたため、本事業者と随意契約を締結するもの。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】キに該当)